

## 所長コメント



2月の連休に大分へ閑サバを食べに行った。  
 遠曆を過ぎて、色欲、金欲は徐々に落ちていく。でも食欲だけは現役である。

ただ量より質を求めるようになった。

元来、お酒と和食が好きな私としては、地元の名物を地元のお酒でたしなむことを喜びとしている。地産地消である。

一匹6000円なりの閑サバを食した。豊後水道、四国佐田岬との間にある速吸(はやすい)瀬戸、かつてヨットに乗っていた頃通ったときはまるで急流のような潮の流れであった。ここで育ったサバやアジは、閑サバ、閑アジとしてブランドである。しかし同じアジを四国側で捕ると岬(はな)あじとなる。まあ講釈はそれぐらいにして、閑サバを地元で食べると実にしこしこして美味しい。また活きがいい、それを地元のお酒、そして蕎麦焼酎でいただく。————、言葉にならない。

翌日、以前より一度見たかった臼杵の石仏を訪ねた。大分市から車で1時間ほどである。

平安時代から鎌倉時代にかけて、誰がどんな目的で彫ったかはわからない。火山岩の比較的柔らかく彫りやすい岩肌である。平成になって、国宝になり、大幅な修理もおこなわれた。

かつて戦国時代キリシタン大名の大友宗麟が城を構えた臼杵は当時ポルトガルやオランダとの交易で栄えた。

そんな臼杵市の郊外にある石像群、その中で一番大きな石仏、柔和な表情を見上げていると、心が落ち着いてくるのである。前日の閑さばを食べて大満足の私を「小さい、小さい」とうなづいているようにも見えた。



# 社長の仕事

税理士  
大場史郎

ソニー、パナソニック、シャープなど日本の家電メーカーがそろってこの3月決算で大幅な赤字を計上する。収益の柱である薄型テレビの急激な価格低下とさらに円高のダブルパンチで、ウォン安のサムスン電子などの韓国勢に圧倒された。

亀山工場など巨額の設備投資が裏目に出た。テレビ画面の1インチが1万円をやっと切ったと3~4年前は言っていたが、今では1インチ1000円である。家電量販店に行って、テレビの価格の安さに驚かれる方も多いのではないでしょうか。どうして価格が10分の1にもなるのか。日本メーカーだけで作っている時には、ある程度需要に合わせて作るので、こんなに急激に値崩れはしなかった。ブラウン管テレビの時代は参加してこなかった新興国の韓国、中国が競争に加わりフル生産すると、あつという間に需要を満たし、供給過剰になる。

パナソニックは三洋電機の買収も重荷になって、8000億円もの赤字を出した。パナソニックの連結売上が約8兆円だから、売り上げの10分の1である。薄型テレビ、リチュウムイオン電池さらには太陽光発電など日本で商品化したものが、どんどん価格競争で負けて韓国、中国に奪われていく。同じ商品を扱うのなら、人件費や電気などのインフラコストの高い日本での製造では限界がある。日本航空と格安航空券のLCCの競争のようだ。ソニー、パナソニックとも社長が交代する。日本の家電メーカーは次なる成長戦略が見つからない中で、力を付けてきた彼らと争わなければいけない。逆に日立や三菱電機は儲からない家電から企業向けのインフラ事業、重電分野に軸足を移して利益を出すことができた。その中間にあるのが、東芝だろう。米国の原発メーカー、ウェスティングハウスを買収してこれから新興国で需要が増える原発建設を狙っているが、家電も手掛けていて、この分野は赤字である。

広島に縁のある日本唯一の半導体メーカーELPIDAメモリが会社更生法の申請をするというニュースも驚いた。国策で作った会社なので、国からの支援もあったが、テレビと同じ原理で、価格競争で韓国や台湾勢に負けた。一方で、同じ半導体でもアメリカのインテルのようにCPU(コンピュータを制御するプログラムが書かれた半導体)を作るメーカーは強い。特許で守られ、他ではまねができないので価格はメーカーの言いなりである。

またスマートフォンで有名なアップルは今や株価が時価総額で世界一だ。ざっと36兆円、トヨタの4倍である。アップルはソフトバンクなどの取引先との関係では非常に強い立場にある。この価格、この条件が飲めなければお引き取り願いますと言える。代金は前払いいで価格競争などは無縁だ。商品を納品する前に代金が入りかつ、高利益だからアップルのキャッシュフローは小さな国の国家予算ぐらいあるとのこと。

日本の企業はなかなかアップルやインテルのようにはなれない。韓国、中国さらにはこれから台頭してくるインドや東南アジアの国々と値引き合戦をしても、物価、人件費が桁違いなので、勝てるわけがない。

これからの日本は新興国と違う土俵で相撲を取らないと生き残っていけない。ドイツのベンツやBMWのような価格競争に巻き込まれないブランドが欲しいものです。

我々中小企業も、デフレの日本で同業者と値引き合戦を繰り返し、疲弊し、気が付いたら借金まみれという事態なっている先が多い。利益を確実に取れる仕事をする。利益を出せない仕事を引き受けないという経営者の意志が必要です。

値引き合戦に巻き込まれない、企業のオリジナリティ、先見性そして交渉力が経営者に求められている。



## “債権者代位権”

Aさん：債権者が自分の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使できるって聞いたんだけど、それってどういうことなの？

わたし：例えば、AがBに1,000万円を貸し付けていて、BはCに対して1,500万円の売掛代金債権を持っているとする。しばらくしてBが資金繰りに窮して債務超過（無資力）になった。Aとしては、BがCから1,500万円を回収してAに対する借金返済に充ててほしいんだけど、BはCから債権を回収しようとしている。このような場合、Aが自己の名において（Bの代理人としてではなく）直接BがCに対して持っている1,500万円の債権のうち1,000万円分を裁判外でも行使できるとしたんだ。これが民法423条に規定されている「債権者代位権」だよ。CがAに任意に支払わない場合は、Aが訴訟を起こせるのはもちろんだよ。

Aさん：なるほど。でも、Aが債権者代位権によってCから1,000万円を受け取ったとしても、それはあくまでもBの債権だから、Aはその1,000万円をBに返還すべきじゃないの？

わたし：理論的にはそうだね。しかし、AはBに1,000万円を返還すべき債務とBに対して有している1,000万円の債権を相殺できるよね。これは、一般債権者であるAに事実上の優先弁済を受ける権利を認める結果になるね。債権者代位権はあくまで債務者の責任財産を保全するための制度だけど、このような事実上の優先弁済を認める結論を回避することは困難であって仕方がないとされているんだ。

Aさん：それ以外に債権者代位権が行使される例はないの？

わたし：債権には金銭債権以外にも、例えば、不動産の移転登記請求権があるだろ。Aは自分の所有土地をBに売った。Bはこの土地をさらにCに売った。土地の所有権登記はまだAのままだ。BはAに対して、CはBに対して、売買契約に基づく所有権移転登記請求権を有している。Cが自分に移転登記をするには、まずAからBへ移転登記され、その後にBからCへ移転登記する必要がある。しかし、いつまでたってもBがAに対して移転登記請求をしない。そこでCは自分のBに対する移転登記請求権を被保全債権として、BのAに対する移転登記請求権を代位行使して、AからBへの移転登記をするようAに請求できるんだよ。このCのBに対する移転登記請求権である被保全債権は最初の事例のような金銭債権じやないから、債務者Bが無資力でなくてはならないという要件は要求されないというのが判例なんだ。このように金銭債権以外の債権が被保全債権の場合は、本来の債権者代位権制度が変容（転用）されているといえるんだ。

Aさん：大体分かったけど、図に描いてじっくり理解することにするよ。

## 土日出勤で平日に振替休日を取得した場合の割増賃金

社会保険労務士  
キャリアカウンセラー



田村 実

Q、私の勤務する会社では、日曜出勤に3割5分増しの割増賃金を支払う規定になっています。先日、日曜出勤の必要が生じ、同一週の金曜日と振替ました。その後、振替休日の翌日にまた出勤命令が出ましたが、給与明細をみると2割5分増しの割増賃金しか加算されていません。会社の処理は正しいのでしょうか。

A、労働基準法では、週1日または4週4日の休日に出勤させた場合、3割5分増し以上の率で計算した割増賃金の支払いを義務付けています。「他の休日は2割5分増しで計算する定めも可能」ですが、「労働条件を明示する観点から、3割5分増しの対象となっている休日が明確になっていることが望ましい」とされています。このため、日曜に出勤した場合、3割5分増しの割増賃金を支払うと規定する会社が少なくありません。そうした会社で、日曜に出勤の必要が生じ、同一週内の金曜日と振替を実施したとします。「1週間とは暦週を原則とする（日曜から土曜）」ので、一般的には、後から到来する金曜日が「同一週内の金曜日」となります。振替を実施すると、「当該休日は労働日となり、休日に労働させたことになりません」。逆に、振替により休日となっ

た日に労働を命じれば、その日の分が休日労働とみなされます。

今回のケースでは、当初、先日の日曜日と振替えた金曜日を起点として、通常休日となっている土・日と合わせて3連休になる予定となっていました。しかし、仕事の関係で連休の1日を出社しないといけない状況になったと考えられます。

その際、先日の日曜日と休日を振替えた金曜日に出勤させれば、日曜日との振替により3割5分増しの割増賃金を支払う休日に変わっているので、割増賃金は3割5分増しとなります。しかし、翌日の土曜日出勤であれば、先日の日曜日から土曜日までの労働時間の累計が48時間（1日の労働時間が8時間の場合）となり、48時間から40時間を引いた8時間が法律上の時間外労働となり、休日労働ではなく時間外労働として2割5分の割増賃金率がこの8時間分に適用されます。

振替休日を上手に利用していただき、必要のない割増賃金を省き、経営者労働者双方が納得できる労働条件をつくることによって、労働意欲の向上と経営の改善に努めましょう。

# 花子32歳

おおばいろ



## ~トレンドを読む~

担当 大場史郎

先日、日経新聞にマクドナルドが店舗展開している敷地を借地から自社所有に切り替えるというニュースが出ていた。

マクドナルドは日本では外食産業の勝ち組である。週末にはどこのマックも朝から車の行列ができる。日本で伸びている外食産業はファーストフードのみである。デフレの時代、安くて、お腹がいっぱいになって、そこそこ美味しいというのは、ハンバーガーや牛丼、讃岐うどんの類(たぐ)いかもしない。

そんな勝ち組の日本マクドナルドも先進国で最も収益が低いそうだ。売上高はおそらく本国のアメリカに次ぐのではないか。その収益が低い原因が日本での地代の高さだという。それを解消するために、余っているキャッシュフローを使って、現在展開している3300店のうち、条件の合うものを購入しようということです。

こんな発想がでてくるのは、地価が下落し、購入して、ビジネスを立ち上げても収支が合うようになったからです。

1億円が手元にあるとします。ゆうちょ銀行に5年定期して年0.06%で、年間6万円、個人向け10年もの国債が0.72%で、72万円の利息が付く、しかも税金が20%引かれる。たったこれだけしか付かないというべきかもしれない。

しかし、株式や投資信託のように元本が目減りしたり、消滅することはまずない。

では、不動産はどうだろう。

1億円を元手に中古不動産(築10年)を購入したとします。

賃収が、年間800万円、諸経費は固定資産税、建物の減価償却費、借入金の金利、維持管理費などがある。

具体的に数字を入れてみる。

賃収 8,000 土地 60,000 建物 40,000 (単位:千円)  
諸経費

固定資産税	2,000	
減価償却費	1,040	(耐用年数 47年-10年+10年×0.2=39年)
金利	0	借入はないものとする
維持管理費	2,000	修理、共益費等
差し引き利益	2,960	1億円に対する利回り 2.96%

\* 減価償却は実際には支出は伴いませんので、その分キャッシュは増える。

株や投資信託や外貨建て預金などはリスクが多すぎる。しかし、定期預金では利益がされている。不動産ならとれども、最悪土地だけは残るというわけで、最近賃貸不動産に薄日が差しています。

確かに、バブル期に比べると2分の1から5分の1になっています。家賃収入は当時とあまり変わりません。バブルだからといって、地価に連動して賃収が増えたわけではありません。

不動産は値上がりすることは考えられませんが、場所さえよかつたら、不動産も手堅いと思われます。

私がこの場で何度も言っていますが、建物の内装は年数とともに劣化しますが、駅から歩いて5分は、10年経っても5分です。低金利の今、不動産も狙い目かもしれません。

個人的には株式に興味がありますが…次回お話しします。



## 税務 贈与税の改正 —住宅取得資金の贈与他— 平成24年度税制改正大綱

担当:吉國雄一郎

住宅取得資金の贈与の特例が延長されます！

平成24年度税制改正大綱の贈与税の改正予定で主なものは以下の通りです。

【注】この税制改正大綱の内容は平成24年3月の国会で成立するまでは確定しませんのでご注意ください。



【住宅取得等資金の贈与の非課税措置の継続・拡充】（平成24年1月1日より）

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例が継続又は拡充されます。

平成23年は1000万円の非課税枠があり、平成24年以降の動向が注目されていましたが、建築する住宅用家屋の状態によって下記の非課税限度額になります。

【非課税限度額】

	省エネ性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	その他の住宅用家屋
平成24年	1,500万円	1,000万円
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

※適用対象となる住宅用家屋の床面積は240m<sup>2</sup>まで。（東日本大震災の被災者の場合は面積制限はありません。）

※東日本大震災の被災者の方（震災により住宅用家屋が滅失等をした方又は住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する方）の場合は26年まで24年と同じ限度額が適用されます。

※省エネ性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の要件については詳細な情報がわかり次第お知らせいたします。

住宅取得等資金の贈与の特例については、住宅用家屋の種類（床面積制限付）によって非課税枠が異なることと贈与の年度によって段階的に下がることになります。

## 税務 控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除について

担当:宗盛早織

年末調整済みの源泉徴収票を見ると、住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」）の金額が、控除可能額よりも少なくなっていました。使いきれなかった分、損をしているのでしょうか？いいえ、所得税で控除しきれなかった金額がある場合には、翌年度の個人住民税で控除されます。



個人住民税の住宅ローン控除にあたって、市区町村への申告は不要です。

### 控除額の算出方法

$$\text{個人住民税の住宅ローン控除額 (A)} = \text{所得税における住宅ローン控除可能額} - \text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}$$

※上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円を限度）(B)」を超えた場合には、控除額は(B)の金額になります。

年末調整を行った方の住宅ローン控除額は、源泉徴収票の下記の箇所を見ると確認できます。

例) 居住年月日 平成21年5月12日

住宅ローン控除可能額 225,000円

住宅控除適用前の所得税額 190,000円

源泉徴収税額の項目が0円のときのみ、住宅ローン控除が適用になる場合があります。
個人住民税における住宅ローン控除額: 225,000 - 190,000 = 35,000 円

## 税務 傷病手当の申請について

担当:宮本佳依



傷病手当金とは、業務外の原因による病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

(業務上や通勤途中の病気やケガが原因のものは、労災となるため傷病手当金は対象外です。別途休業補償が支給されます。)

### A 傷病手当金が受けられるとき

傷病手当金は、被保険者が病気やケガのために働くことができず、会社を休んだ日(公休、有給も含む)が連続して3日間あつたうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

### B 支給される金額

支給額は、病気やケガで休んだ期間、一日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額です。なお、働くことができない期間について、ア、イ、ウに該当する場合は、傷病手当金の支給額が減額調整されることとなります。

ア 事業主から報酬の支給を受けた場合

イ 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合(同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額)

ウ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金などを受けている場合  
(複数の老齢給付を受けるときは、その合算額)

### C 支給される期間

傷病手当金は、病気やケガで休んだ期間のうち、初回の請求期間の最初の3日を除き4日目から支給されます。

その支給期間は、支給を開始した日から数えて1年6か月です。

### D 保険給付を受けている人が資格を喪失した場合

資格を喪失する日の前日までに継続して1年以上被保険者であった人は、資格を喪失した際に現に受けている傷病手当金を引き続き受けることができます。

傷病手当金は1年6か月間の範囲内で、支給を受けることになりますが、この期間から被保険者である間にすでに支給を受けた残りの期間について受けることができます。

※ 傷病手当も休業手当も課税対象にはなりません。

## 税務 更正の請求期間が1年から5年に延長

担当:小柳博美



平成23年度の税制改正で、更正の請求の期限が1年から5年に延長されることになりました。

### 更正の請求とは

更生の請求とは納付額が実際よりも多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合に行う手続きで、税務署に誤りの内容を記載した更正の請求書を提出し、税金を還付してもらう制度です

### 証拠書類の提出義務化

更正の請求に際して、納税者がその理由を証明するとの趣旨を明確化する観点から、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が義務化されます。

※ 税金が少なすぎた場合は修正申告、払い過ぎた場合には更正の請求。

期間が共に5年になり、やっと平等になりました。



## パソコン 編

パソコンを長持ちさせるには。

お客様で最近パソコンのトラブルがよくおきています。そこで今日は、  
**「壊れやすい部品を知り、負担をかけない使い方を心がけましょう。」**というテーマです。

### (1) ハードディスク

内蔵ハードディスクは、精密な部品で、衝撃と高温の二つが大敵です。

ノートパソコンの液晶画面を閉じて、すぐに片付けるのは危険です。ノートパソコンは、使用中に液晶を閉じるとスリープ状態になり、しばらくWindowsの状態をハードディスクに保存する作業が続けます。この状態で衝撃が加わると、ハードディスクの故障につながります。ハードディスクのアクセスランプが消えるのを待ってから動かしましょう。

パソコンには熱を逃がすための換気口が側面にあります。これをふさぐと、内部に熱がこもり、高温になってしまいます。この状態で使うと、ハードディスクの読み書きの精度が落ちたり、失敗したりすることがあります。排気口を資料や本で塞がないようにしましょう。また、デスクトップ型でスタンドが付属していたら必ず取り付けるようにしましょう。

### (2) バッテリー

ノートパソコンのバッテリーは、充電できる量が次第に減ってきます。バッテリーの劣化をできるだけ防ぐには、高温になるのを避けることと、充電しきった状態が続くのを避けることが大事です。夏場の高温の車中にノートパソコンを放置するなど、バッテリーが高温になる条件下ではバッテリーは劣化します。また、充電が100%の状態が長く続くのもバッテリーを劣化させます。電源を切った後、しばらく使わないときは、ACアダプターを抜いておくようにしましょう。

### (3) 光学ドライブ

DVDドライブなどの光学ドライブは、ホコリが苦手です。トレーは空けっぱなしにせず、きちんと閉めて使うようにしてください。また、トレーを開ききらずにディスクを出し入れするのも傷める原因になります。

### (4) 接続端子

USB端子やメモリーカードスロットなどが壊れると、修理が高額になる場合があります。USBメモリーを挿すときに無理な角度で押し込まないように気をつけましょう。

### (5) 液晶画面

液晶画面をティッシュで掃除すると、表面に傷がついてしまいます。ガーゼなど柔らかい布を使いましょう。液晶用のウェットティッシュを使うのもよいでしょう。

### (6) キーボード

キーボードに飲み物をこぼさないように気をつけましょう。



パソコン周りを整理整頓し、パソコンを優しく扱うのが長持ちの秘訣のようです。  
自戒を込めて今回の記事としました。

※ メモリー不足によって、スピードが極端に遅くなり、壊れたと間違えることもあります。

PC Online「壊れやすい部品を優しく扱う(パソコン本体編)」(2012/2/10) 参照

☆ シンプルスピードよりお知らせ★**大切**

担当:宗盛早織

シンプル給与をお使いの方へ

3月分(4月納付)より健康保険の料率が変わります。料率表の設定変更をお願いします。

給与メインメニューより



各種料率表設定



メイン

料率一覧印刷



健康保険料率改定



各種料率を手入力で変更します。

下記記載例は、広島県の料率です。

健康保険料改定	
改定日	2011/03/01
介護保険料率	1.51%
健康保険料率	9.53%
合計保険料率 11.04%	
<input type="button" value="キャンセル"/> <input type="button" value="続行"/>	

  

健康保険料改定	
改定日	2012/03/01
介護保険料率	1.55%
健康保険料率	10.03%
合計保険料率 11.58%	
<input type="button" value="キャンセル"/> <input type="button" value="続行"/>	

【改定日】 2011/03/01

→ 2012/03/01

【介護保険料率】 1.51%

→ 1.55%

【健康保険料率】 9.53%

→ 10.03%

合計保険料率が 11.58% に変更されたら、『続行』し、社会保険料率表に戻った時に、健康保険の改定日が『平成24年3月』に変更になっていたら完了です。

-連載漫画- 大工のゲンさん家 II

帰ってきた大工のゲンさん

花見はサイコー



飲酒!二日酔い運転は絶対しないように!

事務所からのお知らせ

宮本佳依

事務所からのお知らせ

◆確定申告による、所得税・消費税及び地方消費税について  
平成23年分の確定申告の申告期限と納期限は以下のとおりです。

	所得税	消費税及び 地方消費税
確定申告期間	平成24年2月16日 ～平成24年3月15日	平成24年1月 ～平成24年4月2日
法定納期限	平成24年3月15日	平成24年4月2日
振替日 (振替納税 利用の場合)	平成24年4月20日	平成24年4月25日

※振替納税の依頼は、平成24年3月15日までにしなければなりません。

◆所得税の延納

所得税の確定申告分については、平成24年3月15日(木)まで(振替納税の場合は4月20日まで)に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を平成24年5月31日(木)までに延長することが出来ます。延納期間中は年4.3%の割合で利子税がかかります。

編集後記

私には、小学2年生の息子がいます。毎日、九九(かけ算)の宿題をしています。

最初は、独特の言い方(例えば、 $4 \times 8$ を「しは」と言ったりするなど)を覚えるまで何度も言い直して大変でしたが、わざと $1 \times 1 = 1$ を「いちいちがいち」と言ったりして、楽しんでいました(苦笑)。

某CMの中で、「人間一生勉強だかんな」という台詞があります。机に座ってする勉強はもちろんですが、仕事もスポーツも趣味も、毎日の生活が勉強だと思います。

いろんな事に興味を持って、これからも楽しくお勉強をしていって欲しいな~と母は願っています。



原 美幸